

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろんいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、人権尊重の教育の方針として「府の人権教育方針、人権教育推進プランに基づき、児童生徒の発達段階や意識の実態を十分考慮しながら、すべての教育活動を通じて人権教育を積極的に推進する」としている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「生徒指導対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、部主事、生徒指導主事・生活指導部長、養護教諭
(事案発生時 当該学年担任団)

(3) 役割

ア【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立東大阪支援学校 いじめ防止年間計画					
	児童生徒への指導			保護者との協働	教職員の取組み
	小学部	中学部	高等部		
年間を通じて	「学校いじめ防止プログラム」 ・居場所づくり ・自己有用感の獲得			連絡帳等による日々の情報共有	学年会、部会、生活指導部会等での情報共有
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を周知	学校いじめ防止基本方針の内容を周知	学校いじめ防止基本方針の内容を周知 校外学習(生)	学校いじめ防止基本方針の内容を周知 家庭訪問・懇談期間 (家庭での様子の把握)	第1回生徒指導対策委員会(年間計画の確認) 「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページ更新
5月	運動会	運動会	運動会		
6月	いじめ等アンケートの実施 遠足	いじめ等アンケートの実施 宿泊学習 遠足	いじめ等アンケートの実施 宿泊学習(普) 校外学習(普) 校外学習(生)	いじめ等アンケートの実施 授業アンケートの実施	
7月				学期末懇談会(家庭での様子の把握)	第2回委員会(進捗確認) 人権研修会(夏季休業中)
8月					
9月	校外学習		修学旅行(普) 校外学習(生)		
10月	いじめ等アンケートの実施 校外学習	いじめ等アンケートの実施 修学旅行 校外学習	いじめ等アンケートの実施 校外学習	いじめ等アンケートの実施	
11月	宿泊学習	校外学習	宿泊学習(生) 修学旅行(生)	授業アンケートの実施	教職員間による授業見学(わかる授業づくりの推進)
12月				学校教育自己診断アンケートの実施 学期末懇談会(家庭での様子の把握)	第3回委員会(進捗確認)
1月	いじめ等アンケートの実施	いじめ等アンケートの実施	いじめ等アンケートの実施	いじめ等アンケートの実施	
2月	作品展示期間	作品展示期間	作品展示期間 校外学習(普)		第4回委員会(年間の取組みの検証)
3月				学年末懇談会(家庭での様子の把握)	

5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、生徒指導対策委員会を、年4回（4月・7月・12月・2月）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

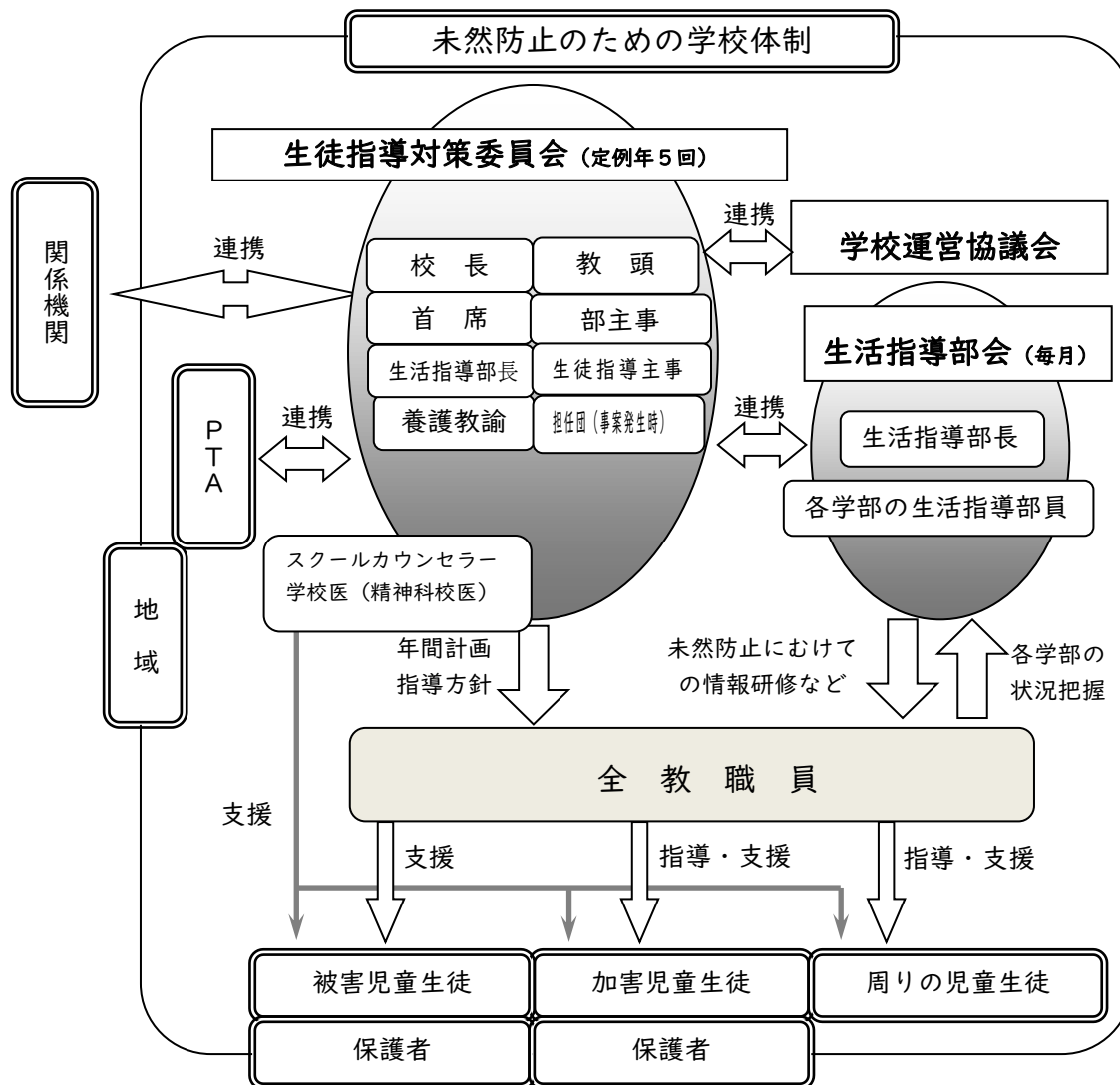
さらに、本基本方針を実効的なものにする取組の一環として、その内容を各年度の開始時に児童生徒、保護者等に周知し、学校ホームページにも掲載する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な探求の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置（「学校いじめ防止プログラム」）

すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組みを行うことが最も合理的で最も有効な対策になる。日頃からいじめについての共通理解を図り、「居場所づくり」「自己有用感」をキーワードに学校づくりを進め、教職員に対して児童生徒個々の障がいや特性について理解を深めるとともに、いじめの未然防止の考え方を周知する。

○居場所づくりとは

学級や学年、学校が児童生徒の居場所になるようにしていくことである。そのためには、児童生徒それぞれが相互の信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができると思われるような「場」として、学級や学年、学校をつくっていくことが必要となる。様々な危険から児童生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安や不満を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感がとても重要となる。

「居場所づくり」を進めるために

・「わかる授業」の取組み

すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業、「わかる授業」を工夫していく。学力に対する自信のなさや経験不足による不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、児童生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、児童生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。年間計画の中で、教職員間による授業見学(11月)を設定し、「わかる授業」づくりを推進していく。

・指導方法や規律の見直し

授業開始時間に着席することや、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方、忘れ物をさせない指導など、児童生徒の「わかる授業」が、わからない授業にならないように、授業中の規律の問題や指導の在り方、指導方法、体制について見直す。

・不適切な認識や言動の見直し

教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがあるので注意する。また発達障がいのある児童生徒の特性についての理解をさらに深め、自らの認識や言動、対応を見直す。

○自己有用感とは

自己肯定感や自己存在感といった自分から自分への評価ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のことを、「自己有用感」とよぶ。「居場所づくり」の前提の上で、児童生徒が自ら主体的に取り組む活動の中で、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、他人の役に立っている、他人から認められているといった「自己有用感」を獲得していくことができる。

自己有用感を実感として持てるようにするために

・すべての児童生徒が活躍できる場面を準備する。

相手の存在や違い、尊厳を認めることのできる児童生徒は、自分自身も他者から認められていたり、認められた体験を持っていたりする児童生徒(すなわち自己有用感を獲得している児童生徒)である。自分も認めてもらっている、大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできると考えられる。授業はもとより、学校全体の取組みの中で、すべての児童生徒がそれぞれに、活躍できた・認められた・輝けたという経験を得られるように取組んでいく。

・社会体験や異年齢との交流体験の機会を計画的に設定する

児童生徒が自ら主体的に取り組む活動の中で、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことで、「自己有用感」を実感できるように、社会体験や異年齢との交流体験の機会を計画的に設ける(校外学習、宿泊学習、修学旅行、進路体験実習、運動会など)。児童生徒の年齢や発達段階、障がいに応じたねらいや活動内容を設定し、それぞれの活動の中ですべての児童生徒が活躍できる場面を準備する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

本校のいじめの早期発見・対応として、①児童生徒のささいな変化に気づく。②気づいた情報を確実に共有する。③情報に基づき速やかに対応する。以上の3点をあげる。気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があったなどの場合、5WIH(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を記録し、担任団がいつでも情報を共有できるようにする。そうした情報を集約し、生活指導部会や生徒指導対策委員会で対策を検討する。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気付かなかったというよりも、ささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。「未然防止」「早期認知」「早期対応」を常に心がけるようにする。

2 いじめの早期発見のための措置(「早期発見のマニュアル」)

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートとして「いじめ等アンケート」(6月・10月・1月)を年3回、「学校教育自己診断アンケート」(12月)を年1回、「授業アンケート」(1学期と2学期)を年2回、保護者向けに実施する。また日常の観察として、毎日担任団で児童生徒の様子の情報交換を行い、連絡帳の情報や児童生徒の様子の変化を情報共有する。必要に応じて情報を生活指導部会にあげ状況報告を行い協議する。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、普段の連絡帳でのやりとりや家庭訪問、懇談会等を通して、保護者と担任団で家庭・学校での様子を密に情報交換する。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、校内の相談窓口について案内する。
- (4) 学校ホームページにより、相談体制を広く周知する。生徒指導対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、本校個人情報保護規定に基づき、適正に取り扱う。

第4章 いじめに対する考え方(「事案対処のマニュアル」)

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、別添「4つのレベルに応じたいじめ対応チャート」に基づいて行う。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（生徒指導対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒指導対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、臨床心理士・学校医の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等、個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士・学校医の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まずいじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、

行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、臨床心理士・学校医とも連携する。

運動会や校外学習等は、児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生徒指導対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 重大事態への対処

【重大事態の意味】（法第28条）

学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- （例）・ 児童生徒が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

【重大事態の報告】

重大事態が発生した場合は、校長・准校長は直ちに学校の設置者（府教育庁または学校法人等）に報告し、学校の設置者は、速やかに知事に事態発生について報告を行う。

〈府立学校 → 府教育庁 → 知事〉

第6章 その他

○参考（関連）資料

- ・ [いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）：文部科学省（mext.go.jp）](http://www.mext.go.jp)
- ・ [いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））（mext.go.jp）](http://www.mext.go.jp)
- ・ [いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（mext.go.jp）](http://www.mext.go.jp)
- ・ [大阪府／大阪府いじめ防止基本方針について（osaka.lg.jp）](http://www.osaka.lg.jp)
- ・ [大阪府／いじめ対策（osaka.lg.jp）](http://www.osaka.lg.jp)
- ・ [大阪府／5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート（osaka.lg.jp）](http://www.osaka.lg.jp)

平成26年1月22日制定

平成29年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

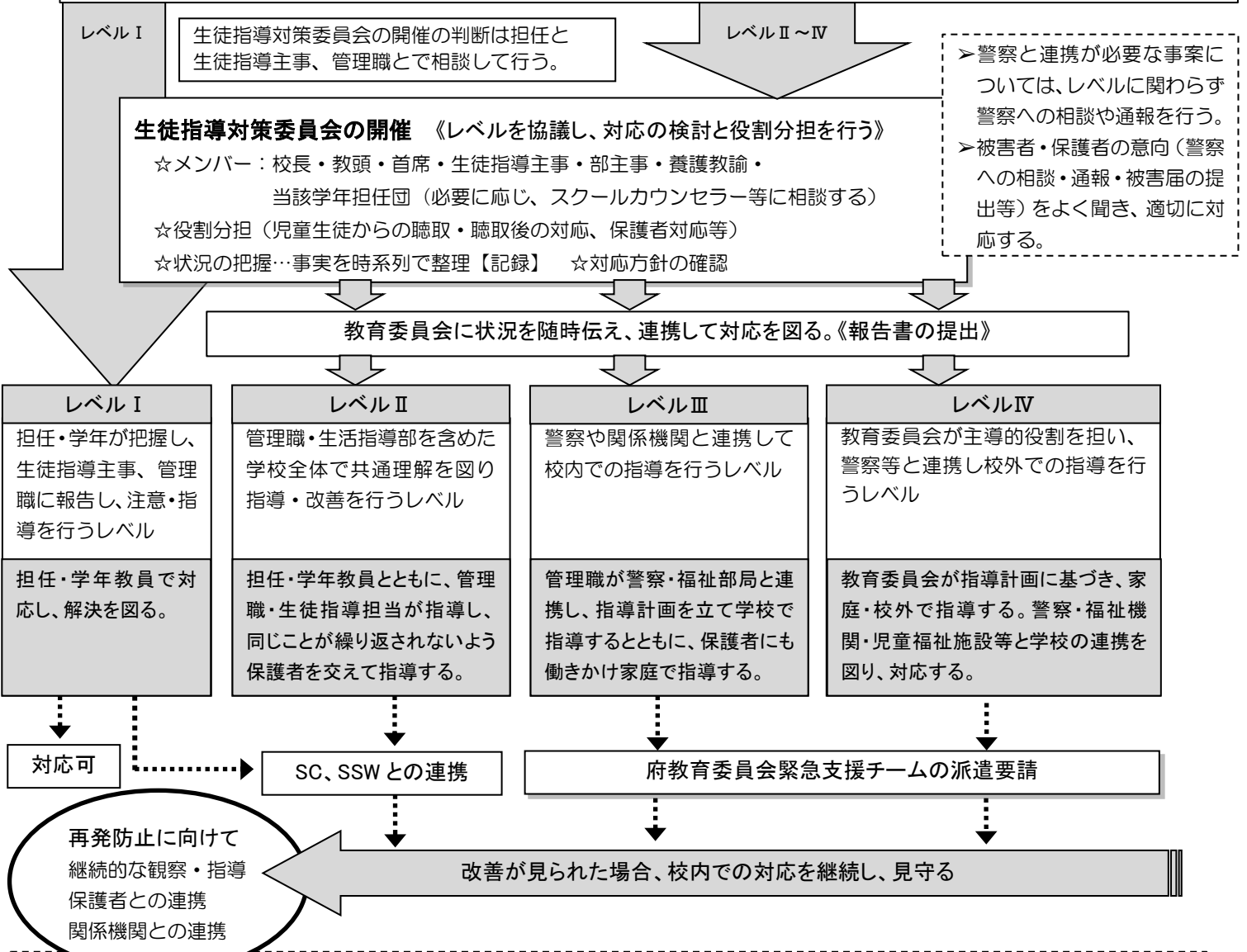
令和8年4月1日改訂

4つのレベルに応じた いじめ対応チャート

大阪府「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」を参考に作成

- 児童生徒のいじめの発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅳの4段階に分けて例示する。
 ※加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。
- （レベルⅠ）** □ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）
- （レベルⅡ）** □仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言
- （レベルⅢ）** □暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等）
 □脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いもの） □暴力（蹴る・叩く・足をかける等）
- （レベルⅣ）** □重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等）

- レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、被害者・加害者の保護につながる。
- ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し、保護者の協力を要請する。
 - ② いじめによる被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ行動の改善を図る。



- 留意事項**
- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、必要に応じて警察と連携を図る。
 - レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
 - いかなるレベルであっても同様の行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
 - 暴力行為は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、児童生徒の実態に応じて警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。